

北海道が定める都市計画（主なもの）

別紙 2

都市計画の内容		備 考
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		提案制度の対象外
※市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）		
地域区	用途地域	札幌圏都市計画区域
	風致地区	面積が10ha以上のもの
	臨港地区	重要港湾
	緑地保全地区	面積が10ha以上のもの
	流通業務地区	
都市施設	道路	※一般国道、都道府県道、その他車線の数 が4以上の道路 ※自動車専用道路
	都市高速鉄道	
	公園、緑地、広場	面積が10ha以上のもの
	墓園	面積が10ha以上のもの
	水道	※水道用水供給事業の用に供する水道
	下水道	※公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域、流域下水道
	河川・運河	※一級河川、二級河川（札幌市の区域内のみに存するものを除く）、運河
市街地開発事業		土地区画整理事業にあっては面積が50ha以上のもの 3haを超える第一種市街地開発事業など

札幌市が定める都市計画（主なもの）

上記北海道が定めるもので※印が付いたもの以外のもの

市町村（札幌市を除く）が定める都市計画（主なもの）

上記北海道が定めるもの以外のもの